



関 連 印			
校 長	西 條	委 頭	係

公共高第 306 の 2 号
平成 14 年 11 月 29 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部
支 部 長 大 崎 博 澄

公立学校共済組合貸付規程高知支部
施行細則の送付について

公立学校共済組合貸付事業事務処理基準の改正等に伴い、平成 14 年 10 月 23 日付けで公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の一部を改正しましたので、別添のとおり送付します。

記

1. 貸付事業事務処理基準の主な改正点

- (1) 教育貸付けの添付書類が追加された。(別紙を参照)
- (2) 償還猶予の取り扱いにより猶予された償還金の全部又は一部を繰り上げて償還できることとした。

2. 公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則の主な改正点

- (1) 繰上償還(第 6 条)に償還猶予金の繰上償還の取り扱いを規定した。
- (2) 様式第 1 号に「特別貸付け」を追加した。
- (3) 様式第 8 号「猶予金繰上償還申出書」を新設した。

3. 施行期日

平成 15 年 1 月 1 日

※ 教育貸付けの添付書類については、平成 15 年 1 月 1 日貸付分(平成 14 年 12 月 25 日受付分)から適用

教育貸付けの添付書類について

教育貸付けの添付書類につきましては、これまで入学又は修学の事実を確認できる書類（合格証明書、入学証明書又は在学証明書）の提出を要していましたが、貸付事業事務処理基準の改正に伴い「**必要額が確認できる書類**」を追加して提出することとなりました。

記

1. 必要額が確認できる書類とは

見積書の写し、振込書の写し等

2. 必要額の範囲

貸付日からおおむね1年以内に必要とする費用で、入学金、授業料、その他の諸経費など学校に納入するもののほか、入学又は修学に伴って一時的に発生する支出（制服や教材の購入費用、アパートの敷金・礼金、单身生活のための家具の購入費用等）

※ 経常的に発生する支出（アパートの家賃、生活費等）は、貸付けの対象外となります。

3. 必要額の限度額

550万円の範囲内で申し込みできます。

また、借替の場合は送金予定額が必要額の範囲内となるよう申し込みをすることとなります。

4. 実施日

平成15年1月1日貸付け（平成14年12月25日受付分）から